

愛媛県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、高等学校等専攻科（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。）の生徒がいる低所得世帯を対象に、愛媛県高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付金の支給)

第2条 知事は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が給付金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対し、教育長が決定した額を支給する。ただし、在籍する高等学校等の校長（以下「学校長」という。）が受給者から給付金の受領の委任を受けた場合は、学校長に支給するものとする。

(給付金の返還)

第3条 知事は、教育長が給付金の支給決定を取り消したときは、受給者に対し、給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第4条 受給者は、前条の規定により給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第5条 受給者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。